

平成23年4月1日より農地法の事務の一部が県から町に権限移譲されます。

《主な移譲対象》

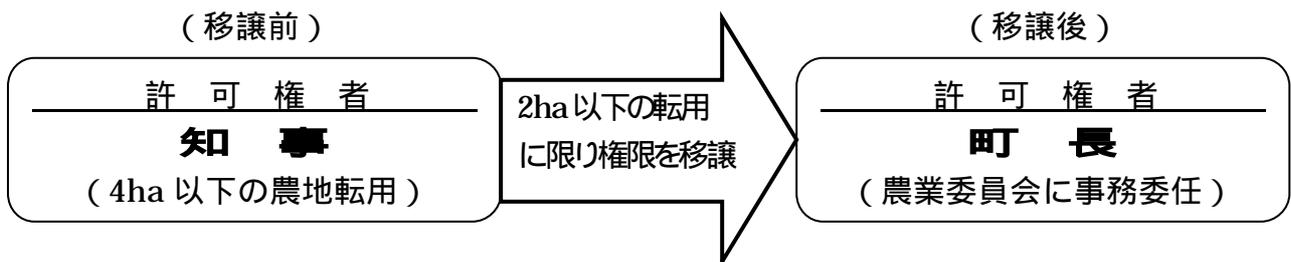
○農地の権利移動（農地法第3条）

不耕作目的での農地の取得等望ましくない権利移動を規制し、農地を効率的に利用する耕作者への権利取得を促進するため、農地についての所有権の移転、賃借権の設定等については、農業委員会若しくは知事（市町村外居住者の農地取得の場合）の許可を要することとされています。



○農地転用（農地法第4条、第5条）

農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するため、農地の転用（農地を農地以外のものとする）又は農地転用のための権利移動については、知事（4ヘクタール超の転用は農林水産大臣）の許可を要することとされています。



《権限移譲のメリット》

- ・ 地域に近い行政機関による制度運用
- ・ 問い合わせ先の一元化
- ・ 申請書提出部数の軽減